

## 美郷大使 メッセージ

# 2020年を越える視線

佐々木

毅

美郷町の魅力の発信や、町づくりへの提言をいただくことを目的に、美術評論家の高階秀爾さん、北都銀行取締役会長の町田睿さん、日本学士院会員の佐々木毅さん、絵本作家の永田萌さんの4名に美郷大使を委嘱しています。このたび、美郷大使である佐々木毅さんからメッセージをいただきましたので、ご紹介します。

昨年以來、経済は部分的に活性化するような兆候を見せ始めておりますが、それがどこまで行くのか、今年はその真価が問われる年になりそうです。昨年は2020年の東京オリンピック、パラリンピック開催が決まり、経済もその追い風を受けることが期待されておりますが、これによって東京一極集中がますます加速され易い環境が強まり、各地域の経済のかさ上げにまで波及することを予想するのはなかなか難しいようです。それが昭和39年のオリンピックとの根本的な違いでしょう。

こういう表面上の動きの一方で、じわじわと進行しているのは人口減少の圧力のように思われます。特徴的なのは建設業を中心とした「人出不足」ですが、復興にしろ、何にしろ、思い通りに進まない、コストが上昇しているというニューエネルギーが目立つようになりました。エネルギー価格の上昇と人件費のコストが上昇すれば、円安にもかかわらず経済活動の環

境は厳しくなります。大震災と原発事故、人口の減少という他の国には見られない、日本独自の問題が将来の行方を大きく左右しそうです。全国津々浦々まで、経済成長を及ぼしたいという政策に反対する国民は居ないでしょう。しかし、アメリカやヨーロッパと比べても、日本の場合、問題との取り組みが遥かに難しいことは多言を要しません。

人口減少問題は日本全体の問題であると共に、各地域の死活問題です。しかも、地域間で人口構造の違いは大きく、そのことを念頭において日本全体の政策を考える必要はますます欠かせないものとなっております。これまで地方分権が言われ、各自治体は新しい施策に一生懸命取り組んできました。それは今後も続けられるべきですが、これとは違った観点から並行してデザインを考えていくべき時期に来ています。その意味では2020年を越える視線が必要ではないでしょうか。

美郷大使

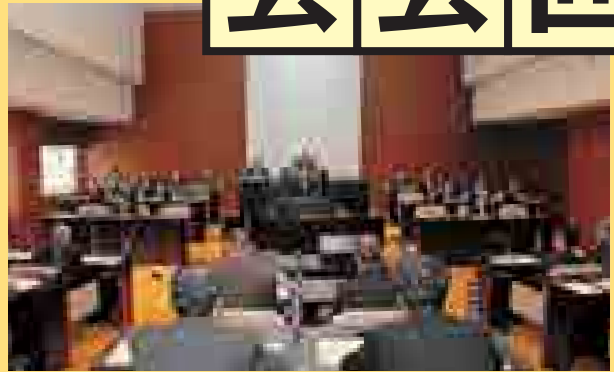
佐々木 毅さん



昭和17年、旧千屋村生まれ。昭和48年に東京大学で法学博士の学位を取得。東京大学法学部教授、同大学院法学政治学研究科長兼法学部長などを経て、平成13年に東京大学総長に就任。平成17年、紫綬褒章を受章。日本学士院会員。東京都在住。

# 第1回 町議会議 臨時会

平成26年第1回町議会議臨時会が1月14日に開かれました。審議された議案は次のとおりです。



## 報告・同意・可決された案件

■専決処分事項の報告について  
(3件)

■美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

美郷町教育委員会委員の後松順之助氏が本年3月31日をもって辞職することに伴い、福田世喜氏(寺田)を教育委員として任命することについて、同意を得ました。

■消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(下記参照)

■美郷町自転車競技場設置条例の制定について

■平成25年度美郷町一般会計補正予算第9号

宿泊交流施設建築工事費の増額、福祉灯油購入費助成事業費の追加、文化財保存事業費補助金の追加など、歳入歳出予算の総額を114億3172万6千円としました。

■平成25年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号

## — 平成26年4月1日から —

# 公共施設の使用料等を改定します

平成26年4月1日からの消費税率の改定(5%から8%)に伴い、町が徴収している公共施設の使用料・利用料を次のとおり改定します。

ご使用される皆さまには負担増となりますが、ご理解をお願いします。

改定する主な使用料・利用料	改定の額等
公民館使用料、学友館使用料、坂本東嶽邸使用料、リリオス使用料、北・中央・南体育館使用料、野球場使用料、武道館使用料、雁の里山本公園施設使用料、北・南・中央ふれあい館使用料、観光案内休憩所使用料、ふれあい広場使用料、ふれあい広場駐車場使用料、にぎわい広場使用料、大台野広場使用料、カントリーパーク使用料、あったか山温泉休憩料、コテージ・バンガロー・キャンプ場休憩料・宿泊料、千畑温泉湯治館休憩料・宿泊料、サン・スポーツランド使用料、湯とぴあ雁の里温泉談話室・研修室・調理実習室・視聴覚室使用料、飯詰駅前多目的広場使用料、アクティセンター利用料、堆肥センター利用料 など	360円以上の使用料等を3%の改定 ※10円未満の端数は切り捨て
簡易水道使用料、農業集落排水使用料、下水道使用料	一律3%の改定 ※1円未満の端数は切り捨て
行政財産使用料(土地使用料(1カ月未満の場合)、建物使用料) 道路占用料(1カ月未満の場合)	基礎算定額に8%を乗じた額に改定 ※1円未満の端数は切り捨て